

令和2年5月29日

一般社団法人 日本総合健診医学会 御中

全国健康保険協会

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言対象地域における  
生活習慣病予防健診等を一時中止とする取扱いの終了について

日頃より、全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

協会けんぽにおきましては、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県に所在する健診実施機関で実施する生活習慣病予防健診及び特定健康診査並びに特定保健指導を一時中止させていただいているところです。

今般、令和2年5月26日付で厚生労働省から各保険者に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」が発出されたこと等を踏まえ、この一時中止とする取扱いにつきまして、5月31日をもって終了させていただきます。

もとより、個々の健診実施機関の健診事業の再開にあたっては、それぞれの健診実施機関が、貴会取りまとめの「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」を遵守して再開されるものと理解しております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご承知いただきますとともに、貴会会員への周知方につき、ご高配賜りますようよろしくお願ひいたします。

生活習慣病予防健診等の一時中止にあたり、ご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策等についてよろしくお願い申し上げます。

担当：全国健康保険協会 本部  
保健部保健第一グループ  
十文字・西江  
電話：03-5212-8221